

平成28年6月16日
運輸審議会審理室

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定事案に関する答申について（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、^{とうかつ}県南中央交通圏、宇都宮交通圏、富山交通圏及び久留米市）

平成28年4月26日及び同年5月19日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、指定することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

「特定地域」とは「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第3条第1項の規定による特定地域のことで、概要等は資料1のとおりです。

今回の答申の対象となった各営業区域の範囲は資料2のとおりです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

運輸審議会審理室 川崎、木村、近藤

（代表）03-5253-8111（内線 53515）、（直通）03-5253-8810

（FAX）03-5253-1676

[タクシーに係る特定地域に関する問合せ先]

自動車局旅客課 古曳、佐々木

（代表）03-5253-8111（内線 41242）、（直通）03-5253-8569

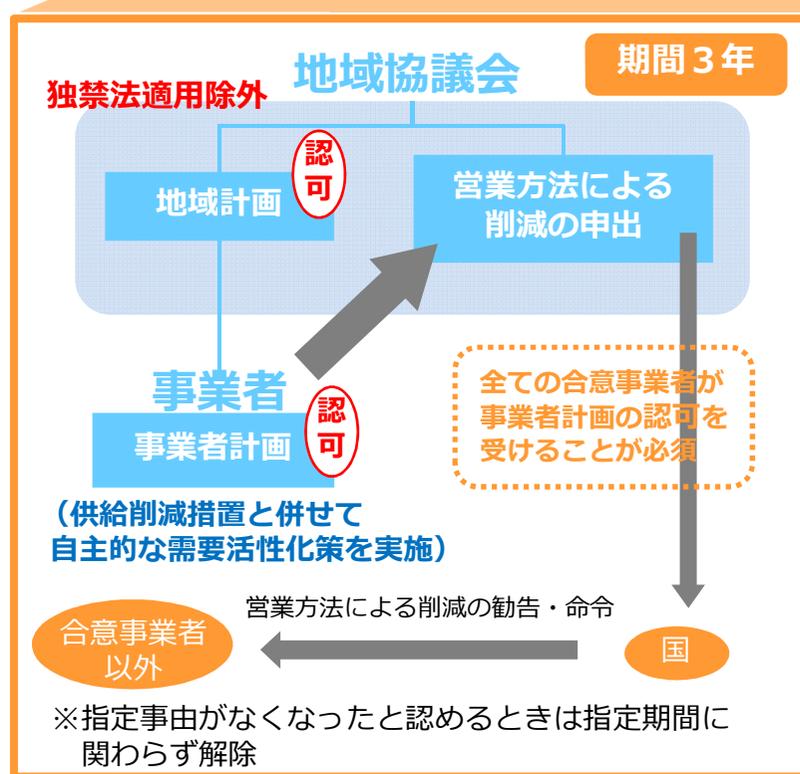
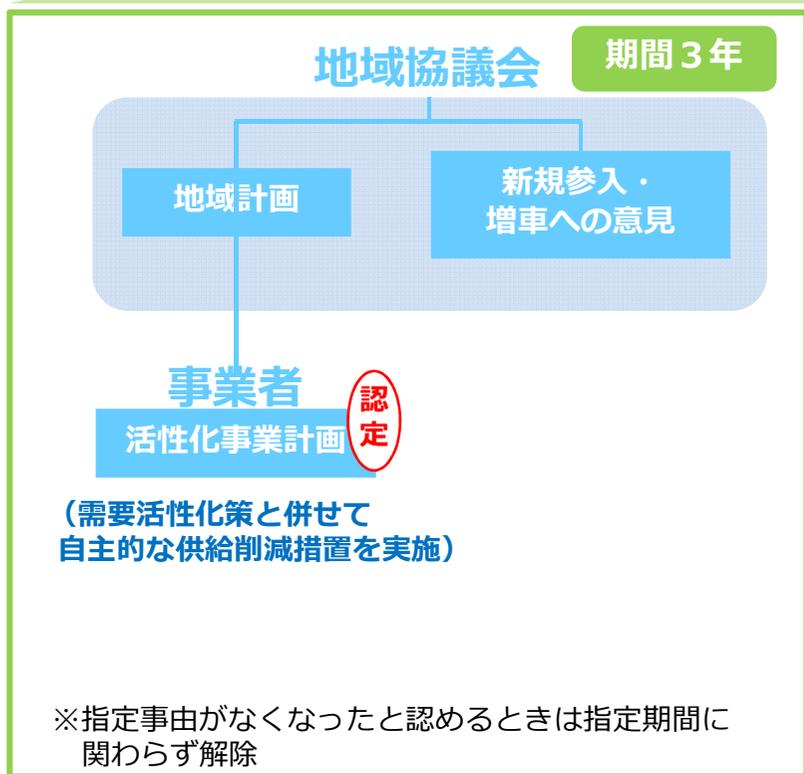
（FAX）03-5253-1636

事案の種類 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

事案番号	指定する地域	期間	運輸審議会答申
平28 第5002号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5003号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京葉交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5004号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「東葛交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5005号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「千葉交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5006号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南中央交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5007号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「宇都宮交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5008号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5009号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」	指定の日から 3年間	指定することが適当

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成26年1月施行)

原則 (道路運送法)	準特定地域 (大臣指定)	特定地域 (大臣指定・運審諮問)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：届出制 ◆ 自動認可運賃 (下限割れには厳正な審査) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：認可制 ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入・増車：禁止 ◆ 強制力ある供給削減措置 ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令)



資料2

答申対象となっている営業区域

都道府県	営業区域	営業区域の範囲
東京	南多摩交通圏	八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市
千葉	京葉交通圏	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市及び浦安市
	<small>とうかつ</small> 東葛交通圏	松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市
	千葉交通圏	千葉市及び四街道市
埼玉	県南中央交通圏	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡伊奈町
栃木	宇都宮交通圏	宇都宮市、鹿沼市、下野市、栃木市（ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域に限る。）、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町
富山	富山交通圏	富山市
福岡	久留米市	久留米市

特定地域一覧(平成28年6月16日現在 19地域)

都道府県	営業区域	指定期間	
北海道	札幌交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
宮城	仙台市	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
秋田	秋田交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
神奈川	京浜交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
新潟	新潟交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
石川	金沢交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長野	長野交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
大阪	大阪市域交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
奈良	奈良市域交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
兵庫	神戸市域交通圏	平成27年9月1日から	平成30年8月31日まで
広島	広島交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
岡山	倉敷交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
福岡	福岡交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
	北九州交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長崎	長崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
熊本	熊本交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
大分	大分市	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
宮崎	宮崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
鹿児島	鹿児島市	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで

※ 全国の営業区域の総数 638地域